

長崎市農業委員会 令和 8 年 6 月総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 29 日 15:00 開会
15:50 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（19 名）

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	野中 麻美
平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也
森山 安男	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男	

5 欠席農業委員（0 名）

6 出席推進委員（22 名）

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭			

7 欠席推進委員（2 名）

松浦 行信 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

9 議事

【付議事項】

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について
- (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (5) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について
- (3) 令和 8 年度 農業委員会会長大会について

【その他の事項】

- (1) 農業者等との意見交換会の実施について
- (2) 全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (4) 令和 8 年 7 月、8 月の行事予定について

○事務長 それでは、ただ今から令和 8 年 6 月農業委員会総会を開会いたします。本日がこのメンバーでの最後の総会になります。3 年間本当にお疲れ様でした。

それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、6 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。ただいま、事務長からもありましたとおり、今期最後の総会になるわけでございます。これまで 3 年間ご尽力、ご協力いただきスムーズな進行ができましたことを心から御礼申し上げます。どうぞこれからもひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。それでは座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 19 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 22 名でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。尾崎正孝委員と上川満治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○尾崎農業委員・上川農業委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。本日は、付議事項が 5 件ございます。

まず初めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第 1 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、議案に記載する船石町の農地 1 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は耕作が困難なため、譲受人は現在の借入地を自己所有地として譲り受けるためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 430 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては事務局から報告いたします。6 月 15 日に本田推進委員と増田農業委員、事務局とで現地確認を行ないました。申請地はショウガの栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

次に、第 1 号議案 2 番についてご説明いたします。引き続き議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、議案に記載する川原町の農地 1 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は遠隔地に居住し耕作が困難なため、譲受人は農業規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 400

日ということで要件満たしております。現地調査につきましては森保欣也農業委員より報告をお願いします。

○森保農業委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行ないました。申請地は露地野菜とビワの栽培を行います。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は議案に記載する永田町の農

地 2 筆について、一般家屋設置の目的で許可申請がなされたものでございます。なお、本件は昭和 55 年頃から宅地として利用されており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。〇番〇に家屋が建てられており、〇番〇が庭となります。雨水排水につきましては、道路側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流されます。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。6 月 17 日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 55 年頃から宅地として利用されており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照、通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、許可意見を付

して、知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 2 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第 3 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は議案に記載する永田町の農地 2 筆について、店舗建物及び駐車場設置の目的で許可申請がなされたものでございます。なお、本件は昭和 53 年に転用許可を取っていますが、建物の一部と駐車場部分が違反状態にあり、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。過去に転用許可を受けて〇番〇に建築した建物が、隣接地〇番に一部越境しており、また〇番〇は駐車場部分となります。雨水排水につきましては、道路側溝に自然放流され、污水・生活雑排水は合併浄化槽で処理されます。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成4年頃から店舗用地及び駐車場として利用されており、追認許可申請となっていますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照、通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」ですが、6番は〇〇委員が役員を務めております会社が当事者となる案件ですので、他の議案と分けて審議いたします。それではまず、第4号議案6番以外の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議につ

いて」ご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、第4号議案1番に記載する早坂町の農地1筆について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、5年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず4,840㎡のままであり、利用につきましては露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、村田美津枝委員から報告いたします。

○村田推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月1日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番についてご説明いたします。議案書は引き続き4ページをご覧ください。本件は、議案に記載する宮崎町の農地1筆494㎡について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10年の賃貸借により、借受人への利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,380㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の3番の説明の後に併せてご報告いたします。

続きまして3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、議案に記載する宮崎町の農地1筆の一部500㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は変わらず1,270㎡のままであり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの2番と併せて、森保委員からご報告いたします。

○森保農業委員 現地調査、2番及び3番について報告します。6月2日に私と松浦推進委員、事務局とで現地確認を行いました。2番の申請地は利用権の新規設定、3番については再設定を行うもので、利用についてはともに露地野菜を栽培する予定です。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして4番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、琴海形上町の農地3筆の一部計2,400㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の新規設定及び再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。なお記載する3筆のうち上の2筆が新規設定、下の1筆が再設定となっております。また、今説明いたしました農地について、10年の賃貸借により、現在の借受人へ利用権の新規設定及び再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は15,227㎡となり、利用につきましては、せとかの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、この後の

5 番と併せて、後ほど久保正推進委員からご報告いたします。

続きまして 5 番についてご説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。本件は、5 番に記載する琴海形上町の農地 1 筆 648 m²について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により、借受予定者へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 19,882 m²となり、利用につきましては、水稻の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの 4 番と併せて久保正推進委員からご報告いたします。

○久保推進委員 4 番及び 5 番の現地調査について報告します。6 月 1 日に私と野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定及び再設定を行うもので、4 番についてはせとかの栽培を、5 番については水稻の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 4 号議案 6 番以外について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 4 号議案 6 番以外について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第４号議案６番以外について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第４号議案６番の審議に入りますので、○○委員は一旦退席をお願いします。

— ○○委員 退席 —

○議長 それでは、第４号議案６番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして６番についてご説明いたします。議案書は引き続き６ページをご覧ください。本件は、長浦町の農地１筆 2,284 ㎡について、長崎県農業振興公社が１０年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、１０年の賃貸借により、借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 11,977 ㎡となり、利用につきましては、水稻の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員からご報告をお願いいたします。

○久保推進委員 現地調査について報告します。６月１日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第４号議案６番について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第４号議案６番について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第４号議案６番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員 復席 —

○議長 続きまして、第５号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第５号議案１番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書の７ページから１０ページをご覧ください。１０ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は伊王島町１丁目の３０８筆、計５４５０５．７６㎡でございます。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は伊王島の北西部の範囲になります。次が、拡大したものが６枚ございます。次が現地の写真です。現地の写真が５枚ございます。現地調査につきましては、調査を行いました松本

貞幸推進委員よりご報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月11日に事務局と伊王島町一丁目の北西地区について、現地確認を行いました。調査を行った308筆はすでに山林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第5号議案の2番から5番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が9筆、合計面積1,783.91㎡について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2番について説明いたします。対象となる農地は、牧島町の2筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては事務局から報告させていただきます。6月15日に尾崎農業委員と本田推進委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

続いて、3番について、説明させていただきます。対象となる農地は、野母町の農地1筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました柴原恵農業委員から報告をお願いいたします。

○柴原農業委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に三浦推進委員と事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況で

ありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、4番について、説明させていただきます。対象となる農地は、現川町の農地4筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。3枚ほどございます。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いいたします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月15日に事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、5番について、説明させていただきます。対象となる農地は、畦町の農地2筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。2枚ございます。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いいたします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 5 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 5 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項 1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。左側に②と記した報告事項の資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が 5 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は 2 件でした。計 7 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、6 月 10 日に開催されました。資料は、3 ページと 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。

続きまして、報告事項 3「令和 8 年度全国農業委員会会長大会について」報告いたします。資料は左上に②-1 と書かれた資料になります。資料の 1 ページをご覧ください。大会は 6 月 2 日に開催されました。大会の議事としましては提案決議として「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案」について協議及び決議いたしました。また、申し合せ決議として、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」と「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ」を決議いたしました。大会後には、大会決議を踏まえ、「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案」について長崎県選出の国会議員への要請活動を行いました。また、長崎県独自の要請書として「力強い農業構造の実現と地域計画の実行に向けた農業委員会体制の強化について」、「農地中間管理機構の機能強化について」「中東情勢悪化に伴う生産資材への対応について」要請を行いました。大会決議に概要につきましては、後ほど 2 ページ以降の資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項 1「農業者等との意見交換会の開催について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「農業者等との意見交換会の実施について」ご説明いたします。左上に③と書かれた、その他の事項の冊子の 1 ページをご覧ください。令和 8 年 6 月 5 日付けで、一般社団法人長崎県農業会議から『農業委員会法第 38 条による「意見の提出」に向けた「農業者等との意見交換会」の実施並びに農業会議の意見書提出に係る調査の実施について』、要請がっております。2 段落目にありますように、農業委員会組織では、平成 11 年度以来、農業者等との意見交換会について、担い手支援を講じるための最も基本的な取り組みとして位置づけ実施してきました。また、令和 7 年度から展開している「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の一環として、引き続き意見交換会を積極的に実施し、「農業者の声」を集約することは重要であり、

加えて、農業委員会法第 38 条により、農地利用の最適化推進にあたって、施策の企画立案または改善についての意見提出が義務づけられていることから、県内全ての農業委員会に対し、「農業者等との意見交換会」の実施並びに「意見の提出」を積極的に実施するよう要請がっております。つきましては、各地区において、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け、農業者の声を集約するため、「農業者等との意見交換会」を実施していただきたいと思います。なお、先ほど申しました、全国農業会議所作成の「実施要領及び参考資料」を本日配布しておりますので、これを活用して積極的に実施していただけたらと思います。その他の事項 1 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」、及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 2 についてご説明いたします。その他の事項の冊子の 2 ページをご覧ください。令和 8 年度の目標部数は 102 部となっており、現在の購読部数は、先月の報告以降、1 件の新規申込がありましたので、87 部となっております。また、3 ページは県内の購読部数一覧表、4 ページは県内の農業者年金新規加入者数の表となっており、それぞれ今年度の目標も記載されていますので、目標達成に向けて引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項３「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の５ページから６ページに令和８年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。今年度の活動日数は月８日を目標と設定していますので、週に１回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項２及び３についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に、ご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○城戸推進委員 農業の大きな問題ということで、農業者等との意見交換会の開催についてということで資料を見ているんですけども、今、遊休農地とか中山間等の地域として当地区におきまして、中山間直接支払とか多面的機能を活用しながら進めておるわけですけども、どうしても担い手不足、高齢化等々であって、先ほどの非農地の判断等で、ものすごく農地が減しているという悪循環がありますけれども、そこらへんを踏まえて今後の対策を講じていただきたいと思うことと、会計検査等でいわゆる補助事業がかかっている部分に木が茂って補助金の返還等も出てきているということでもありますので、もし非農地の審査をするときに補助事業がかかっているところについては農振とよく協議されて、非農地にしない方法でお願いしたいなと思っているんですがよろしく願いを申し上げます。

○農地係長 2 番目の質問についてお答えいたします。非農地判断を行う際には農振の方に確認を行っておりますので、そういった漏れがないような対策は取っております。以上です。

○議長 中山間の活動に対する交付金については、全国から単価を上げろとか多面的の方については事務手続きを簡素化してほしいという意見がたくさんでているそうです。それで、中山間の単価あたりも少し上げてくるんじゃないかなと感じてはいるところですので、これからも担い手が少ないわけですけど頑張ってくださいと思っています。よろしくをお願いします。他にございませんか。

○事務局長 事務局の方からなんですけれども、農業委員、推進委員の皆様に共有したいということで、1 枚ものの資料を紙で追加で配らせていただいているものがあると思います。

「野生イノシシによる豚熱感染拡大防止の経口ワクチン散布について」ということで、すでに自治会長さんとか経由でご承知いただいている方もいらっしゃるかもしれませんが、滑石 4 丁目で野生イノシシの死亡個体の陽性の確認がされたというところでございまして、当該地から半径 10 km 圏内に養豚農場が存在することから、県の畜産課におきまして感染防止のために経口ワクチンを散布することになってございます。どういうものかといいますと、右側の方に写真がありますように、中にゼリー状にしたワクチン、このオレンジ色の部分なんですけれども、が入ったビスケット状の餌を散布すると、少し土の中に埋めるような形で散布をしているようでございます。散布予定日が 7 月 1 日、7 月 16 日に滑石付近を中心に 10 か所に散布をされるということでございまして、近くの自治会のみなさんや小学校、中学校につきましてはこういったものが撒かれますよというおしらせをさせていただいているというところでございます。この豚熱そのものは人に感染いたしませんし、経口ワクチンを万一食べたということがあっても人体や犬等にも影響はな

いということで確認されております。こういったものが撒かれますということをご承知おきいただければと思います。説明は以上です。

○議長 ただ今の件について、ご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項 4「令和 8 年 7 月、8 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 6 月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。